自動車運送事業の行政処分強化①

参考資料1

国土交通省

自動車運送事業の運転者は、全職業平均と比較して労働時間が約１～２割長く、長時間労働の是正や過労の防止は重要な課題となっている。
このため、昨年８月２８日に「自動車運送事業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議」において取りまとめられた「直ちに取り組み施策」においても、行政処分の強化を行う方針が示されたことを踏まえ、今般、過労防止関連違反等に係る行政処分の処分量定の引上げを行うなど、行政処分等の基準について所要の改正を行った。（平成30年３月30日）

○過労防止関連違反に係る行政処分量定の引き上げ（トラック、乗合バス、タクシー）

平成30年7月1日施行

《現　行》　初違反

▷ **乗務時間等告示遵守違反**

（安全規則第3条）（運輸規則第21条）

- ・未遵守5件以下　警　告
- ・未遵守6件以上15件以下　10日車
- ・未遵守16件以上　20日車
- ・未遵守31件以上3名以上等　30日事業停止

▷ **健康状態の把握義務違反**

（安全規則第3条）（運輸規則第21条）

- ・把握不適切50%未満　警　告
- ・把握不適切50%以上　10日車

▷ **社会保険等未加入**

（事業法第25条）（運送法第30条）

- ・一部未加入　10日車
- ・全部未加入　20日車

《改　正》　初違反

▷ **乗務時間等告示遵守違反**

月の拘束時間及び休日労働の限度に関する違反が確認された場合は、左記の《現行》に加え、別に件数を計上し、以下のとおり処分日車数を加算

- ・未遵守1件　10日車
- ・未遵守2件以上　20日車

▷ **疾病、疲労等のおそれのある乗務**

- ・健康診断未受診者　1名　警　告
- ・健康診断未受診者　2名　20日車
- ・健康診断未受診者　3名以上　40日車

▷ **社会保険等未加入**

- ・未加入　1名　警　告
- ・未加入　2名　20日車
- ・未加入　3名以上　40日車

・月の拘束時間
　➢293時間以内（労使協定320時間）
・休日労働
　➢2週間に1回まで

・健康保険
・厚生年金保険
・労働者災害補償保険
・雇用保険

その他処分量定の改正

・記録の改ざん・不実記載のような労働時間を管理する点で問題がある事項及び虚偽届出については処分を強化する。
・帳票類の「全て保存なし」については、「全て記録なし」と同じ処分量定に統一する。等

自動車運送事業の行政処分強化②

国土交通省

処分量定の引き上げ（トラック）

○行政処分により使用を停止させる車両数の割合を最大5割に引き上げる。

《現　行》

処分日車数	配置車両数（台） 1～10	11～30	31～60	61～100
～30日車	1	1	1	1
31～60	1	2	2	3
61～100	1	2	3	5
101～300	2	3	5	8
301日車～	3	3	5	10

※車両停止は営業所毎に行う

例えば、処分100日車のとき、営業所当たり、配置車両数
5両の場合は、車両停止　1両×100日
10両の場合は、車両停止　1両×100日
100両の場合は、車両停止　5両×20日

《改　正》

使用停止車両割合を全車両の最大5割に引き上げ

例えば、処分150日車のとき、営業所当たり、配置車両数
5両の場合は、車両停止　2両×75日
10両の場合は、車両停止　5両×30日
100両の場合は、車両停止　15両×10日

（例）配置車両数 10両　処分150日車

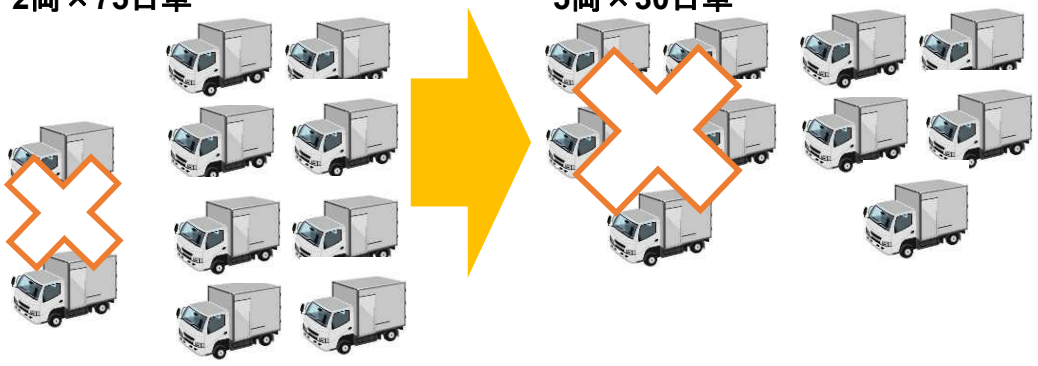

【その他（トラック事業者の法令遵守を図るための措置）】
適正化実施機関による巡回指導において、①総合評価が著しく悪い事業者、②新規参入後の総合評価が継続して悪い事業者、③健康診断受診や社会保険加入等の基本項目が継続して不適切である事業者、に対して重点的に監査を実施します。